

第 23 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 7 年 5 月 8 日 午後 1 時 28 分～午後 2 時 13 分

場 所 東庁舎 3 階 301 号室

出 欠 者 出席者 14 名 欠席者 2 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第 1 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画に
ついて

議案 第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（14 名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
7 番	溝口 弘之	9 番	下川 一馬
10 番	中村 勇次	12 番	井寺 知江子
13 番	下川 隆稔	14 番	成清 輝美
15 番	岡本 義照	16 番	近藤 茂

欠席委員（2 名）

8 番	中村 伸秀	11 番	城戸 孝行
-----	-------	------	-------

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 28 分 開会

○事務局

皆さん、時間前ですけれどもお揃いですので始めさせていただきます。連絡事項ですね、今日、すべての話が終わりましたら、作業でですね、毎回議事録を作っているんですけれども、その署名を皆さん全員の方に書いてもらう分がありますので、ちょっと残ってもらっていいですか。最後にまとめて署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。会長の方からご挨拶をお願いします。

○議 長

皆さん、こんにちは。（こんにちは。）大変お忙しい中、第 2 3 回の農業委員会総会ご出席いただきましてありがとうございます。その前にですね、私事ですけれど 3 月 2 3 日にですね、入院いたしまして、いろいろご心配、ご迷惑をおかけしました。一応、3 月 2 9 日に退院しましたが、また、今日はですね総会が終わり次第また改めまして皆さんにご相談を申し上げますから、その節はよろしくお願いいたします。それではですね、只今から第 2 3 回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は 8 番の中村伸秀委員と 1 1 番の城戸孝行委員が欠席でございます。次に、注意事項でございます。効率的な審議となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される方は議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が 2 件、議案 3 件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に議事録署名人の指名を行います。本日は 1 3 番の下川隆稔委員と 1 5 番の岡本義照委員をお願いします。

それでは、早速報告事項に入ります。報告第 1 号から 2 号について続けて事務局からの説明をお願いします。

○事務局

議案書の 1 ページをお願いいたします。

報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について でございます。

農地法 3 条で貸借をされておりました、農地の合意解約です。第 1 項、所在和泉、地目田 3 筆、面積計 2,129 m²、解約事由は耕作者変更のためでございます。解約後についてはですね、6 ページの 4 項の中間管理での貸貸借になっております。続きまして、議案書の 2 ページをお願いします。

報告第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

第 1 項を説明いたします。所在久富、地目田 1 筆、面積 2,025 m²、解約事由は、農地転用のためでございます。解約後についてはですね、11 ページの第 2 項、5 条の転用でご説明をいたします。以降の分についてはですね、関連のページがある場合は備考欄に記載していますのでご確認をお願いいたします。報告事項は以上でございます。

○議 長

それではですね、これをもちまして、報告事項を終わります。次に、議案第 1 号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 5 ページになります。

議案第 1 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について
でございます。

利用権設定は 8 ページまでございますが、第 1 項を説明いたします。権利種別が貸借権設定、第 1 項、所在熊野それから久富、地目が田 2 筆、畑 2 筆、面積計が 4,099 m²、利用権は貸貸借、貸人、大字蔵数の _____ さん、_____ さん、それから同じく _____ さ

ん、借人が八女市の_____さん、利用目的が赤シソ、借賃は反当り_____円、期間は1年4月となっています。続きまして、集計の説明をさせていただきます。議案書の9ページをお願いいたします。左上の総計です。田が9件、面積が30,255 m²、畑が1件、面積1,696 m²、合計10件の31,951 m²でございます。新規再設定の別では、新規が10件、通年期間借地の別では、通年が10件、小作料納入別では金納が8件、物納が1件、使用貸借が1件となっております。右側の表です。貸借期間別です。2年が3件、10年が7件となっております。期間が2年の3件のうち2件はお試し期間ということでだったと思います。説明は以上でございます。

○議 長

それではですね、議案第1号につきまして、質問のある方はお願いします。
私からひとついいですかね、5ページですね、第2項の面積が5,500 m²ありまして、10年の期間にいちごというふうになっていますけど、利用権が使用貸借になっていますけど、これはなんか…。

○事務局

これは、経営面積がですね、まったく同じになっていまして同一世帯の経営と言えますか、ですのでご親族、思われるのが_____さんが_____さんの子どもさんの夫ではないかなと思います。娘婿さんですかね、子どもさんの夫さんかなということなので、使用貸借になっているのかなと。

○議 長

はい。わかりました。何か他にありませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第2号農地法第3条について提案いたします。本日は、2件でございます。第1項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、贈与、所在下北島、地目田1筆、面積680㎡、渡人、大字下北島の____さん、受人、大字下北島の____さん、申請事由は弟の____さんへの贈与のためでございます。作物は野菜でございます。説明は以上です。

○議長

それではですね、次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番の下川です。事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

それでは次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在長崎、地目畑1筆、面積731㎡、渡人、大字長崎の____さん、受人、大字長崎の____さん、申請事由は規模拡大のためでございます。作物はぶどうです。売買価格は合意により総額で____円でございます。説明は以上です。

○議長

それではですね、次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

二川校区の松永です。これはですね、____さんの田んぼがですね、____さんに取り囲まれて、もう手放すと、____さんに売りますと、都合が悪くてですね、中に入っていけん状態やからということです。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

第2項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、議案第3号農地法第5条の申請について、本日は6件ございます。まず、第1項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の11ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約売買、所在蔵数、地目畑1筆、面積1,232㎡、渡人、筑後市蔵数の____さん、受人、大牟田市の____さん、申請事由は特定建築条件付売買予定地4区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページです。ちょうど____からですね、南に入った所____のですね、すぐ北側の所になります。こちらはですね、10ha未満の農地ですね、第2種農地、集落接続により許可可能というふうになっております。____さんはですね、過半要件をクリアされております。土地の価格はですね、____円、坪単価の約____円。説明は以上になります。

○議 長

それではですね、次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

6番の河原です。事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくをお願いします。

○議 長

それではですね、説明も終わりましたので第1項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第2項について提案い

たします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在久富、地目田1筆、面積2,025㎡、渡人、筑後市久富の_____さん、受人、三養基郡みやき町の_____さん、申請事由は特定建築条件付売買予定地7区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページです。こちら、見切れておりますけれども北の方にですね、_____とか_____があって、そこからいうと_____の所になります。こちらの前面道路にですね、上下水道管が埋設されています。ちょうど令和6年度中にですね、こちら久富の方を一部ですね、下水道の埋設の工事が完了しておりますでですね、こちらの方を上下水管がですね、埋設されておるというところになります。半径500m以内にですね、2公共施設、ここで言いますと_____と_____があって、上下水管2管ですね、いわゆる2管2施設と備考欄に書いていますけれども、そうすると宅地が進んでいる区域になるということですね、第3種農地で原則許可になります。ただし、こちらですね、農振のどこ見ていただくと区域外となっていますので、農振白地のところであります。ですから用途地域であればですね、第3種農地で造成だけで終わるんですけども、こちらは、白地の農地で造成のみでは許可できません。建物もですね、建てる必要があります。_____さんはですね、過半要件はクリアされておるところでございます。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円。説明は以上でございます。

○議長

それではですね、次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

6番の河原です。事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

それではですね、説明も終わりましたので第2項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第3項について提案い

たします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在上北島、地目田1筆、面積1,773㎡、渡人、上北島の____さん、同じく上北島の____さん、大野城市の____さん、それぞれ持分3分の1でございます。受人、野町の____さん、申請事由は宅地造成6区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページです。ちょうど1番上にですね、____が書いてあると思いますけど、そこからですね、南約200mの所でございます。こちらですね、用途地域になっておるところでございます。令和6年のですね、5月31日となっております。こちらは用途地域ですね、なので第3種農地ですけど、造成のみで許可が可能ということでこちらはですね、宅地造成ということまで、よろしいというところでございます。それとですね、ちょっと見るとこの農地のですね、左側に里道がありまして、こちら200㎡ほどがなっておりますけれども、こちらの方もですね、こちらを市から払い下げを受けて道路を1番東側に縦に6m入れて、奥に農地がありますから農地に行くためのですね、通路を上の方、北の方に横にですね、東西に2mほどを確保するという計画でございます。こちらの払い下げにつきましてはですね、市の契約管財課が所管しておりますけれども、そちらの方で問題無いというふうになったということを道路課の方から伺っておるところでございます。____さんはですね、過半要件はクリアされておるところでございます。前々回ぐらいにですね、西牟田大和のですね、ところの造成、こちらの方も完了されております。土地の価格はですね、____円、坪単価の約____円でございます。説明は以上です。

○議長

それではですね、次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番の下川です。ただいま事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

それではですね、説明も終わりましたので第3項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに

賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の12ページをご覧ください。第4項、契約、売買、所在井田、地目田2筆、畑4筆、計6筆でございます。面積合計734㎡、渡人、福岡市中央区の_____さん、受人、大川市の_____さん、申請事由は貸家住宅建設及び宅地分譲整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。こちらですね、_____に走っているですね、そちらのところで、ちょっと見切れていますけれども、左上と言いますか、西の方に行くとなすね、_____があるというところから200mぐらいの所になります。こちらですね、周囲が若干、宅地とかで囲まれていますので、10ha未満の農地で第2種農地、集落接続により許可可能となっておりますのでございます。こちら緑色の所がですね、一体利用地で宅地というふうになっておるところでございます。こちらはですね、貸家とかはですね、分譲住宅とかする時は、宅建業のですね、免許がいるんですけどもアパートですね、貸家をする時は、それが要らないです。なので個人でも出来るというところになります。ただし、個人同士の例えば相対でですね、住宅個人とかあるじゃないですか、そういう場合は一対一の1軒やったらいいんですけど、2軒以上売る時はやっぱり宅建業の規制を受けますので、その辺だけ注意して見ていただければ幸いかなというふうに思います。こちらの方ですね、土地の価格は農地の部分でですね、_____円、坪単価の約_____円。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

3番の吉武です。ただいま事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

それではですね、説明も終わりましたので第4項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約、使用貸借、所在折地、地目田1筆、面積276㎡、貸人、折地の_____さん、借人、久留米市三潞町の_____さん、親子になられます。申請事由は個人住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページです。こちらですね、_____の方からですね、南に下ってきてちょうど_____に向かう通りの所になります。こちらの農地はですね、10haを超える広がりのある農地ですけれども、こうやって折地の集落が、固まってあると思いますけれども、間にですね、1筆農地がありますが、農地が1筆ぐらいやったらですね、集落接続でいいというふうに九州農政局の方の研修会でも確認をしておりますし、県の方もそれでよろしいというところで、若干、軽減されてきたと、なぜかという農村地域においてはですね、ずっと集落が全部繋がっているわけではなくて、お家があって、農地があって、お家があって、農地があってとかそういう部分もありますので、地域性に応じて、こちらの方は少し、まあ、基準がですね、緩やかになったというところになります。で第1種の農地ですけれども、集落接続で例外的に許可可能でございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

3番の吉武です。ただいま事務局の説明のとおりでございます。場所は、こういうふうで道路といろいろ空いているような地域でございます。審議方よろしく申し上げます。

○議長

説明も終わりましたので第5項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約、売買、所在常用、地目田3筆、面積合計939㎡、渡人、広川町の_____さん、受人、大川市の_____さん、申請事由は特定建築条件付売買予定地4区画及び宅地分譲1区画となっております。場所の確認をお願い致します。地図の6ページです。こちら県道柳川筑後線ですね、からちょっと入った所。_____からいうと約350mの所になります。見てわかるように、広がり10haを超える農地で第1種農地ですが、周りにですね、道路の沿線に集落がありますので許可可能というふうになります。一体利用地はこの緑色のところですね、こちら倉庫が建っておりますけれども、これは解体してですね、整備をされるというふうにお伺いしております。_____さんはですね、過半要件はクリアされております。土地の価格は、宅地まで含めてですね、総額_____円、坪単価の_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

それではですね、第6項につきまして、今回、_____さんは筑後市で初めて転用申請をされる業者ということでありますので、会議にご出席いただいております。よろしくお願いします。それではですね、第6項の申請人の入室をお願いいたします。

【申請人 入室】

○議長

それではですね、本日はですね、大変お忙しい中_____氏につきましてはですね、申請におかれましては、委員からの質問がございますので簡潔な答弁をお願いいたします。申請人に質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委員（4番）

4番の鶴田です。

○議長

はい。どうぞ。

○委員（4番）

御社の主な事業内容を教えてもらってよろしいでしょうか。

○申請人

今回の事業内容ですか。

○事務局

今回と_____さんがしてある。

○議 長

主たる事業内容についてですね、簡潔にお願いします。

○申請人

一応、_____概要からですね、福岡県大川市の向島という所に会社があって、以前、屋号があるんですけども、_____という会社が元々30年からの会社があって、その中で不動産部門を別会社ということで今回、_____に移して、それが4年前ですね、そこから_____が始まって、不動産専門で会社を移したというところですね。

○委 員（4番）

ありがとうございます。

○議 長

それではですね、鶴田委員よろしいでしょうか。

○委 員（4番）

はい。わかりました。

○議 長

それでは、他にございませんかね。

○委 員（14番）

はい。

○議 長

はい。どうぞ。

○委 員（14番）

14番の成清です。筑後市近郊における転用実績と現在、農地転用されている事案がありましたら、教えていただけますか。

○申請人

え一つとですね、実績は、以前の_____っていう会社の方で、同じ筑後市の下妻の方に6区画ほど分譲を作っています。そこでしたのが5、6年前ですね、今は全部売られています。現在は、大川の方で同じ農地を転用して4区画ほど作って、そこも全部

完売しています。終わっています。以上が近隣の実績です。

○委 員（１４番）

ありがとうございます。

○議 長

よろしいでしょうか。

○委 員（１４番）

はい。

○議 長

それで、今の分譲はすべて建築条件付きの土地分譲ということですね。

○申請人

田んぼの場合はですね、田んぼの農地転用から分譲地は全部そういうことになっています。

○議 長

はい。わかりました。それではですね、他にございませんかね。

○委 員（１５番）

はい。

○議 長

はい。岡本委員。

○委 員（１５番）

１５番の岡本でございます。今回の転用事業で特定条件付売買予定地４区画となっておりますが、事業概要及び周辺の被害防除対策等について、具体的に説明をお願いいたします。

○申請人

はい。一応、建売分譲ということで４区画に４つの建物を建てて販売するというところの計画になります。あと、排水とかこういったものは、しっかり測量士なり設計事務所なりで全部計画してもらっています。よろしいでしょうか。

○委 員（１５番）

すいません。被害防除対策についてはどんなふうに思っていますかね。

○申請人

分譲地が４区画出来てくるんですけど、その中に道路を真ん中に１本通すんですね、

その道路に側溝を入れて、その側溝に家庭の雑排水、浄化槽の排水と雨水というものを流し込んで、この側溝から北側の市道の方に公衆用道路の方に落とすという排水経路になります。よろしいでしょうか。

○委 員（１５番）

はい。ありがとうございました。

○議 長

他にございませんかね。

○委 員（５番）

はい。

○議 長

はい。どうぞ。

○委 員（５番）

５番田島です。一般的な今のですね、戸建て住宅のですね、売れ行きはどういうものになっていますかね。数年前にですね、個人住宅の需要はですね、一段落したとか話を聞きましたし、公定歩合の関係で駆け込み需要が復活したということですかね。

○申請人

そうでもなくてですね、確かに、今、資材高騰して建築の金額が上がっているんですけども、ゼロじゃないですから、やっぱ家っていうのは減少しつつもあるんですけども、まだまだ、需要もあるっていうところで、特にこの筑後市はですね、あの一、需要が伸びているところでもあるし、供給が少ないっていうのがあるみたいなんですね、だから、我々も大川の方なんですけれども、大川は需要がないので供給もないですね、筑後市の方がやっぱ需要があって、それに対して供給していく形ですね。よろしいでしょうか。

○委 員（５番）

下妻もすぐ売れたですもんね。

○申請人

はい。下妻は早かったです。

○議 長

他にございませんかね。私から２点ほどよろしいですかね、今、田島委員の方からですね、建築条件付きの土地のですね、分譲売買というお話がありましたけれども――

____さんということで____さん以前からですね、建築条件付の売買での土地分譲があって、行っておられたですけどね、もしですね、建築条件付売買について売れ残った場合がある場合はですね、自ら建売りで販売されるということですけども、そういう経験はまだ、実際もっておられませんね。

○申請人

一応、計画段階ですね、どこまで需要があるのかっていうのは、今までの20何年間の経験上ここなら売れるかなって感覚が、今、私どももついています。分譲して売れ残っているところは、今までやってきてゼロなんです。だから、ちょっと売れ残っている状況があるのであればですね、私も前には進んでいかれんですけど、今の状況では、売れるところに分譲していくというかたちできています。実際、残つとるところがないんです。それだけに、ちょっと、自信もってやっていく。

○議 長

今まで、建築価格ですかね、あれがかなり高騰しておるとお話されていた件ですけどね、土地の購入者につきましてはですね、これ、あの一、おたくと売買契約が終わって概ね3か月以内ぐらいにですね、建設業者と建築契約を提携するようになっていきますよね、今回は、4区画ということですけどかなり数が多いことだと思いますけど、その建設業者については、おたくの方がですね、土地購入者についてですね、あっせんをされておられるような状況ですか、実態は。

○申請人

そうですね、元々、家を建てる会社ですから、それに土地がなかったら家を建てられないというところで、土地を購入して家を建てていくかたち。だからまあ一、うちがグループ会社になってくるので、土地に所有者が同じグループ会社の建設会社に建設させるという形になります。

○議 長

まああの、筑後市でもですね、にもかかわらず条件付売買の土地分譲がもう、主体になっておりますけど、いろいろ聞いてみますと建築価格が高騰して坪 1,000,000円とかいう話もあるしですね、土地購入者をですね、知り合いの大工さんなんかにもですね、お願いしてあるという件がありましたからですね、その辺の実態をちょっとお伺いしたかったものでですね、わかりました。

○申請人

確かに、議長さんが言われるように、ほんと坪 1,000,000 円というのは当たり前なんです。大手の建設会社は 1,500,000 円が当たり前です。だから我々は 1,000,000 円以下で建てて提供するというところで進めているところなんですけど。

○議長

大体、1,000,000 円程度ということなんですね、はい。わかりました。

はい。それではですね、他に何かありませんかね。質問も無いようでございますので、申請人につきましては、ここでご退席いただきたいと思います。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

【申請人 退室】

改めて、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

9 番の下川です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。若干、付け加えますと、土地につきましては、わたしの記憶では J A の仕事をやっていたおりに 20 年といわんと思うんですが、第 1 種農地になっていますけども、私の記憶では以前からですね、木が植わって、草だらけという状況でですね、この青い部分でいきますとですね、北の道端の部分に住宅が建ったんですが、お父さんかお母さんが住んでいたということなんですけども、亡くなられたかなんかでですね、住宅については解体と、常用の集落の方もあまりにも雑木林みたいになっていたんで、集落で寄って草を刈ったり、いろいろ苦勞をされた時期がございます。それで今回、ちょっと年数が経っていますけども宅地にするということで、地図でいきますとすぐ下ですね、農地がありますが、このところについても、隣接しておりますが、ここについては、法人の方できちんと耕作をされています。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

今、言われたようにですね、令和 7 年の 2 月 17 日に除外が完了しておりますので、私たちも現場を見とります。わかりました。担当委員の説明も終わりましたので、第 6 項について、改めて質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第 6 項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第23回の農業委員会を閉会致します。引き続き協議、報告事項に入ります。

午後2時 13分 閉会